# 住宅の被害

東日本大震災における県内の住家被

全壊が約8万3000棟、

半壊

日まで判定に、広域派遣に・ を得ない状況 等、制約のを 通信網や交換 被災建築物 に市町村が 等の落下等に 約6割を占め、 約15万5000棟と全国の被害総数 余震等による建築物等の倒壊、 県営住宅も管理する

った。 	務課と県税事務所が、その支援にあ	のため、不動産に関する知識を持つ	なるため、早急な対応が求められた。	結果が各種支援策適用の判断材料	であり、り災証明書の発行時期と認	てきた。東日本大震災では被害が甚	ないものの、市町村の自治事務とさ	のであり、法令上、明確な位置づけ	した住家等の被害程度を証明する	また、り災証明書は、災害により被
---------	------------------	------------------	-------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	------------------

た税そと定大れはも災

	(税事務所が、その支援にあ	不動産に関する知識を持つ	、早急な対応が求められた。	日種支援策適用の判断材料 	り災証明書の発行時期と認	東日本大震災では被害が甚	の、市町村の自治事務とさ	、法令上、明確な位置づけ	%等の被害程度を証明する	災証明書は、災害により被	活動を継続した。	よる支援を得ながら5月10	:況であったが、全国からの	ある中での対応とならざる	通網の遮断、車の燃料不足	応急危険度判定については、	実施する(県は支援を行う)	による二次災害防止を目的
		H25				H24						H2	3					
12		6		;	3	12	3	1	0	5		4						
20		21	22	1	9	7	末	2	24	2	13	1		;	31	22	14	
0					.		0				0	0						

	H25			H24					H23						H22	年度
12	6		3	12	3	10	5		4						3	月
20	21	22	19	7	末	24	2	13	1	31	22	14	13	12	11	日
●すべての県営住宅の復旧工事が完了	・災害に係る住家の被害認定基準運用指針の「部改正・災害対策基本法の改正(り災証明書の交付の義務づけ)	・県営住宅(黒川第1住宅1号棟から6号棟)の解体工事が完了	・県営住宅(志津川廻館前住宅)の解体工事が完了	・県営住宅 (手倉田第二住宅1号棟)の解体工事が完了	●県営住宅のうち全壊被害2団地を除く19団地の復旧完了	❶既設公営住宅の災害査定を実施(~12月22日)	・国が「地盤に係る住宅被害認調査・判定方法について」を発出(内閣府事務連絡)	<ul><li>●被災建築物応急危険度判定士の広域派遣要請</li></ul>	●り災証明書発行事務に関する人的支援の開始	ついて」を発出(内閣府事務連絡)・国が「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住宅被害認定迅速化のための調査方法に	・各土木事務所・地域事務所及び建築宅地課に「被災住宅相談窓口」を設置	・市町村に対して、り災証明書発行業務が迅速かつ円滑に行われるよう通知	●被災宅地危険度判定を開始(~5月19日)要請の各市町村に被害状況及び判定実施予定の確認し、建築関係団体に民間判定士の協力	❶住家被害認定調査を開始	❶被災建築物応急危険度判定を開始(~5月10日)・東日本大震災発生	主な県の対応

### 被災から支援措置の活用までの流れ

金を支払うこと

住家等の被害に関する各種調査

住家被害

認定調査

被災建築物

応急危険度判定

被災度区分判定

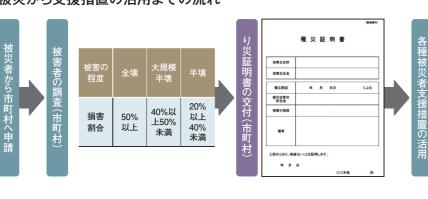
被災宅地

危険度判定

地震保険

損害調査

共済損害調査



被災者からの申請を受けて、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、住家に係るり災証

大規模地震の直後に一般的に実施され、建築の専門家が余震等による被災建築物の

倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当

建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状

況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に

地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂などの宅地被害発生時

に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保

地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補

償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産

自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要

件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済

や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止すること

の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うこと

該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止すること

明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付すること

被災建築物応急危険度判定の活動状況

主要構造部の損害割合、焼失又は流失した床 損害保険会社社員又

住家の損害割合(経済的被害の割合)又は損

壊割合(延べ床面積に占める損壊割合)の算出

【全壊·大規模半壊·半壊等】

継続使用のための復旧の要否 【要復旧・復旧不可能等】

監視警戒や応急対策の必要性の有無

【危険宅地·要注意宅地·調査済宅地】

面積の割合、床上浸水の程度から建物の損害

損害発生前の状態に復旧するために要する額

程度を認定【全損・大半損・小半損・一部損】

を算出(※共済団体によって異なる)

当面の使用の可否

【危険·要注意·調査済】



調査を行う人

主に行政職員

築士等)

民間建築士等

被災宅地危険度判定

士(宅地防災の経験を

有する行政職員等)

は損害保険登録鑑定

共済団体担当者又は

鑑定人

応急危険度判定士

(行政又は民間の建

被災建築物応急危険度判定の判定ステッカー

### 都道府県別の建築物被害

HI- 7-1137	11733 7	_ >	~ —						
種別		住宅被害					非住家被害		
都道	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	火災	
府県	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	件	
北海道		4	7	329	545	17	452	4	
青森県	308	701	1,005				1,402	11	
岩手県	19,508	6,571	19,064		6	529	4,178	33	
宮城県	83,005	155,130	224,202		7,796	9,948	16,848	137	
秋田県			5					1	
山形県		14	1,249			8	124	2	
福島県	15,435	82,783	141,053	1,061	351	1,010	36,882	38	
茨城県	2,634	24,995	191,490	75	624	1,763	20,835	31	
栃木県	261	2,118	74,053			718	9,706		
群馬県		7	17,679					2	
埼玉県	24	199	16,511			95		12	
千葉県	801	10,155	55,080	157	731	12	827	18	
東京都	20	223	6,570			419	786	35	
神奈川県		41	459				13	6	
新潟県			17			4	5		
山梨県			4			1	1		
長野県									
静岡県			13		5				
三重県				2					
大阪府						3			
徳島県				2	9				
高知県				2	8				
合計	121,996	282,941	748,461	1,628	10,075	14,527	92,059	330	

出典:総務省消防庁、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について 第160報(令和2年3月1日時点)



建築物の被災状況 (仙台市)



判定結果の集計



り災証明書・住宅修繕支援金受付(富谷市)



判定活動の様子

2

 $\prod$ 

応急対応

# 被災建築物応急危険度判定

## 派遣調整ができない連絡がとれない、

平成23年3月11日 **5**月

## 応急危険度判定

を目的に実施される 表示することで、 被災建築物の現地調査を行い 応急危険度判定は、地震の発生後、 -危険物等の危険度を判定ステッカ・ 人命に関わる二次災害の防止 余震等による倒 速やかに

於 建築宅地課職員
定活動開始となり、 可能な状態となり、 で応急危険度判定を実施せざるを得ない状況で 内市町村の被災状況の把握が非常に困難であっ 本震災では、発災当初から情報が遮断され、 沿岸市町では、発災から数週間後の判 市町村も県に対する支援要請が不 実施期間も1か月を超えた。 非常に制約のある条件の中

域事務所からファックスで、 では動き始めて ができませんでした。東部十 とも関係団体とも連絡が取れず、 「県庁の方では、 かやりましたという報告があり、 いたんだということを知り 最初の 1週間は地方事務所 応急危険度判定 木事務所登米地 全く身動き 現地

## 東部土木事務所登米地域事務所際

について前々から相談しており、通信手段が「地元の建築関係の方と、地震発生時の対応 途絶えた時は、 ここに集まってくださいと打

> 本当に集まってくれて、 その後一般住宅や被災建物 建築十 発災の次の日から公 士会やNP · 〇等が

たい いえば、 回は るのは、 部 村で常備していなかった物資や判定ステッ 判定士の派遣人数を確認する繋ぎ役や、 は基本的に1、 に設置する被災建築物応急危険度判定支援本 「応急危険度判定の実施を支援するために県 を県で用意して提供することでした」 (建築宅地課に設置)の方で動きが出てく と相談を受けたときに、 市町村から『明日から判定を実施し 2か月かかりました。 やれることと 少し後でした。 2週間程度が勝負ですが、 応急危険度判定 団体に対して 今

# 東部土木事務所登米地域事務所職員

ょうという意味です。ステッカー 「判定結果のステッカー はじめはカラーコピーをしましたが追い 赤が危険、黄色が注意、 A3ですが、 しました。 登米市に印刷してもらいました。 そこからのスタ それも手に入らずA4の紙 を住宅に貼りつけま 緑が大丈夫でし の在庫がな トです」 通

した応急危険度判定士の登録証を持つ行政職員応急危険度判定士は、各都道府県知事が発行 地震等が発生した際に現地で

本県は、 (2割が行政職員、 全国の登録数(平成21年3月時点)は約10万人 8割が民間の建築士)であり

名簿に登載される。

の活動を行うことを了解した者が各都道府県の

民間の建築士は、災害保険が適用されるもの 2122人(平成22年4月1日時点)

の無償での活動となった。

県が各市町村と各団体との派遣調整の繋ぎ役 を受けて、県が判定士を派遣するシステムで 習を受けて登録します。 たため人が足りない。 「応急危険度判定士は、 ので、 してもらいました。連絡が取れ始めた頃に いました」 今回の震災では、県内全域が被災し 出先の事務所単独で、 市町村と連絡も取れな 通常 県が年に数回行 早 市町村の要請 -めにスタ

## 東部土木事務所登米地域事務所

ブロック塀の倒壊

見て、 業です。 ちそうか見るのが一般的です。在宅の方には 具体的な危険箇所についてコメントを書く作測り、最後に判定結果のステッカーを貼って、 経験豊富な民間の判定士に色々と教わりまし とペアで回りました。 階がガラス張りで壁が少ないため、 の傾きを測ることで、あとは屋根から物が落 『次に大きな地震が来たら潰れるかも くのも危険な建物が多くありました。 判定時間は約10分、 逃げた方が ボランティアの建築士等である判定士 中には入りません。 判定で一番重要なのは、建物の四隅 街中にある商店街の建物などは、 いですよ』 自分は判定が初めてで、 目視でざっと周りを ひび割れや傾斜を などと詳しく説 潰れて近 判定

### 建築宅地課職員

番早く 害防止が重要ですね\_ 紙があればそこには近づきません。 義があると思います。 「応急危険度判定は安全確保という意味で意 、被災地に乗り 住民もブロック塀に赤 まずは



## 全国への応援要請最大余震の発生と

広域支援の要請 5月10日

津波浸水域でがれきの撤去が進んだことや最 しかし、応急危険 判

の時期には、 度判定士や市町村の職員は、 定実施への要望が高まった。 大余震(4月7日)による被害も生じたため、 たことから、4月13日に広域派遣を要請し、 追加の対応人員が必要となった。 燃料の供給状況等も改善されて 住宅相談等の業務に

支

### 応急危険度判定士

や建築士のうち、

援を得て、県職員も加わりながら、 5月10日ま

3月11日から5月10日までに、 2955人の判定士により12市18町の5万 延 ベ 4 7 2

721棟が判定された。

「県内で応急危険度判定を行ってい

方も被災者ですので、 人数が足りませんでし た民間の

# 4月に大きな余震があり、

都道府県のネ

	判定人数	判定棟数						
)日	2,955人	50,721棟						
日~	2,758人	34,048棟						
10日	3,821人	36,143棟						
日~	743人	7,245棟						
l~	6,468人	46,610棟						

### 賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、 蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亘理町、 東北地方 3月11日~5月10 大平洋沖地震 山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町 富谷町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町 平成19年7月16 柏崎市、出雲崎市、刈羽村 中越沖地震 23日(8日間) 長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧小国町、見附市、小 平成16年 千谷市、川口町、旧堀之内町、旧広神村、旧守門村、 旧入広瀬村、旧六日町、旧大和町、十日町市、旧川西 10月24日~11月 中越地震 (18日間) 町、旧中里村、旧松代町、柏崎市、旧西山町、刈羽村 平成15年7月27 (宮城県北部) 矢本町、鳴瀬町、河南町、鹿島台町、南郷町 8月3日(8日間 神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、芦 平成7年1月18日 (全国被災建築物応急危険度判定協議会、被災建築物応急危険度判定 OQ通信第6号、10号、14号及

判定期間

7月26日 平成7年 兵庫県 南部地震 をもとに作成

地震発生年月日 地震名(震央地名)

新潟県

新潟県

平成23年

3日11日

平成19年

7月16日

平成16年

10月23日

平成15年

要請しました」 トワークを通じて、 他県からの広域支援を る

### 災証明書との 混同の中で

H

# 住民への説明・周知

いるため、 十分に浸透されない中での判定活動であった。 等の問い合わせも多数寄せられるなど、 は判定内容に大きな違いがあった。また、「前の 冢は実施しているのに我が家は実施しないのか」 応急危険度判定は二次災害防止を目的として 被害の程度を証明するり災証明書と 趣旨が

合に、問い合わせが寄せられ、その違いについ応急危険度判定よりも軽い被害と認定された場 のため、 て理解を得ることには困難が伴った。 書の調査結果と整合するとは限らなかった。そ さらに、応急危険度判定の結果は、 り災証明書発行のための建物調査等で り災証明

# ✔ 東部土木事務所登米地域事務所職員

るため、 等の判定ですが、 はありませんと説明しました」 Ŕ 方が多くいました。 なりませんか』という問い合わせが多数あり 「応急危険度判定とり災証明書の判定の違い 「応急危険度判定とり災証明書を混同される 災証明書と違い補助金等が出るわけで 応急危険度判定で危険と判定されて 『安全と貼ってありますが、 全壊ですと補助金が り災証明書は全壊や半壊 危険に

仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多

紙が貼って ませんでした。我々は被災直後に今 ではないかなど、 を理解いただくのは非常に難しいです。 状態を判定する目的で入りますので、そこま しくは判定しません。 いると、 なかなか受け入れてもらえ 税務の判定が緩くなるの 極端なことを言う つの建物の 緑の

> ら赤判定で、その瓦が落ちてしまうと緑にな 建築宅地課職員

ません。 きたものがぶつかり、 「応急危険度判定は地震の揺れの被害を判定 るものであり、 どのくらい水に浸かったか、 水による被害は想定してい その程度がどう 流れて かとい

> 判定士に総合的に判断してもらいました」 う基準はありません。浸水エリアでは、 判定基準プラス水による被害程度を含めて、 従来

ともありますが、話を聞くだけでも全然違い に話を聞くよう努めました。 大事だと思います」 「皆さん不安になっているので、 した方とのコミ ユニケー 解決できないこ まずは親身

### り災証 明 書発行に伴う住 認定調

# ~被害認定調査のプロとして~2時間の説明会で現場へ

### 住宅被害認定調査 平成23年3

H

を開始した。 査方法や住宅の被害程度の基準に基づき実施 も遅かった市町村でも発災後1 住宅被害認定調査は、 も早く調査を開始した市町村は3月12日、 この結果に基づき、 り災証明書が発行される。 市町村が国の定める調 か月以内に調査 最

最

遣し、 体制の整った市町から順次県税事務所職員を派 の応援職員の派遣調整のほか、4月1日以降は たっ 務課や県税事務所が中心となり市町村支援にあ を講師とした被害認定業務説明会の開催、 たが、不動産の知識を有するなどの理由から税 県では、庁内での役割分担が明確ではなかっ 現地調査やり災証明書受付窓口等の支援 具体的には、 内閣府職員や税務課

主な被害地震に係る応急危険度判定調査の実績値

### 税務課職員

のかと思いましたが、 り災の調査を県税事務所が担当する 不動産家屋の評価など、

ろが多いことが理由だろうと思いました」でも税務課がり災の調査を担当しているとこ

## 北部県税事務所職員

後は、 れて、 場に入りました。現場でもその写真等を持ち、 悩みながら調査をした経験を思い出します」 半壊』という基準や調査票の説明を受け、 うような被害認定業務の説明を受けました。 「3月末に2時間、 『潰れていたり、 『これは程度1 内閣府から写真等を示さ 傾いていると大規模 これは程度2』とい 現

## 東部県税事務所登米地域事務所職員

を基に生活再建支援金等を受給します」 被災者の方は、 害認定を加えた形でり災証明書を交付します 大規模半壊、 に調査し、 が内閣府の定める被害認定基準運営指針を基 る申請書をとりまとめ、私たち現地調査員 としては、 めの被害認定調査を行いました。全体の流れ 「県税事務所では、主にり災証明書発行の それをり災証明書発行の担当に戻し、 市町村が被災者の方から提出され 被害認定の割合を記載して、 半壊、 り災証明書の被害判定の結果 一部損壊という結論を出 全壊、 被

## 塩釜県税事務所職員

建物の崩れ具合を確認します。それで、 得がいかない方には運用指針の本や写真を見 び割れの程度を見て判断しました。認定に納 津波の高さで被災程度を判断し、地震による 県からの応援も加わりました。 家の中に入って柱の傾きや隙間、 して異議がある場合、 大半は2人以上で行います。 半壊など認定をするわけですが、 していただきました」 二次調査を行いま 一次調査では、 また、他 壁のひ それ 部

## 北部県税事務所職員

壊れたのかの判断も難しかったです」 「家屋の屋根が瓦の場合は崩れているのがわ 古い家屋では、経年劣化なのか地震で 金属製の外壁も被害が見えにくい。 トタン屋根は被害が分かりにく

## 調査の簡素化・認定基準の変更

認定業務を終えた住家の再調査が必要になるな 「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法につ 地盤の液状化等による住家被害に対応するため 住家を全壊とするなど、調査の簡素化を図ると 化のための調査方法について」(3月31日通知) 北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速 ともに認定基準を変更した。さらに、内閣府は も多かったことから、内閣府は「平成23年度東 かったことや被害が甚大で調査対象があまりに いて」(5月2日通知)を新たに発出した。既に 既存の調査方法では津波被害の認定基準がな 業務が増加した市町もあった。 航空写真を用いて流出が確認された

# 北部県税事務所栗原地域事務所職員

意識を持たなければいけない。第一陣で気「住民の気持ちを考えれば、我々も当然プロ 仙沼に行った時は、 津波の被害がほとんど

> て現場に赴きました。現地では、被災者から、ようにした上で、翌日からはチームに分かれ 平均点を出して基準を決め、判定がぶれない による被害が1戸、 はないですよ』と説明していきました」 いるので信用して下さい、判定基準に間違い いの』という不満の声も上がります。 こで『目合わせ』という手法を用いることに で、この地区はすべて全壊ということが多か て、各々が一次調査表に点数をつけて、その た。その後、調査に入った登米市では、 ったので、そんなに難しくはありませんでし しました。ある被災した建物に十数人で行っ 『なんであの家は半壊でウチは半壊じゃな 『私たちは2000戸以上判定して 1戸全て違いました。 そ

# 全国から応援の力を借りて

住家被害認定調査員の確保 成3年3月11日~

多賀城市、名取市では、兵庫県家屋被害認定士 家派遣など様々な形で職員を確保して対応した。 日本建築家協会東北支部宮城地域会からの専門 には市町村の税務関係の職員があたることが多 に調査を依頼した。 内閣府によると、住家被害認定調査は基本的 市町村ではOB職員への協力要請や(公社)

## 塩釜県税事務所職員

制度を定めれば、認定の差が出にくいと思い ったと安心感を持っていました。このようないました。住民も家屋被害認定士に見てもら という制度を作っていました。応援に来てく 示されたビブスを着用しており、 れたのは約30人、 「兵庫県は震災の経験から、家屋被害認定士 全員が家屋被害認定士と表 すごいと思



を作った方がい 仙台南県税事務所職員 今後検証して、 いかも 宮城県でも同様の制度 しれません」

で、ビブスは効果的だと思います」 名が分からないことを予めお知らせする意味 の市名が書いてあるため、こちらの方言・地 をつけて受付をしました。ビブスには派遣元 た九州などの方たちが多く、 援職員が主に担っていました。 り災証明書に関する相談は、 みなさんビブス 東北から離れ 他県からの応

# 判定結果の違いが生じる中で

判定基準の違い・制度の周知

ゃ に苦慮していた。国の生活相談窓口の判定結果 村との判定基準の違いなどによる苦情への対応 について多数の問い合わせ等があり、 する苦情も多く、理解を得るのに困難が伴った。 多くの市町村では、 応急危険度判定との判定結果との違いに関 住家被害認定調査の結果 他の市町

北部県税事務所職員

「被災者の方々にとっては、私たちの調査に

定できるようになりました。 免等に関わってくるので、その結果が非常に も被災者の方々の期待通りの結果が出ない場 たが、数多く調査するうちに自信を持って判 重大です。当初は判断に悩むこともありまし 合もありました」 よって、支援金の支給対象や、 しかし、 今後の税の減

# ✔ 東部県税事務所登米地域事務所職員

り災証明書交付(気仙沼市)

とが多かったです。だからといって判定を変りに、こちらも精神的にストレスを感じるこ っていたと思います」 えるわけにはいきません。 「期待に応えられないときの被災者の落胆ぶ 皆同じ気持ちでや

### 調査依頼が殺到

が開始されたことから、 東北地方を発着とする高速道路の無料解放措置 れ、本来調査すべき対応が遅れるなどの問題が 調査依頼が殺到した。市町村はその対応に追わ 定以上の被災を証明する書面を提示することで、 災届出証明書(被災証明書)や家屋の一部損壊判 家屋以外のものが被災したことを証明するり 一部損壊判定を求める

取っておいた方がいいと言われたという理 ばならないという話が必ず出ます。申請に来 かどうか事前にフィルターをかけることがで 由も多くありました。真に必要としている方 た方に理由を伺うと、隣の人が請求したとか、 きるような仕組みがあればよかったと思いま 「被災者の間で、 り災証明書をもらわなけ

事を行いました。私は主に津波で沈んだ部屋直し、2階から上は普通の地震被害として工 中を消毒しました」 直しました。瓦礫を片づけ、壁などを全て撤 を直すことが多かったので、 宅では、基本的に住民が住んでいる中で改修 1階部分がほとんど沈んでいるので、全体で ことを言っていられない。ひび割れ程度の住 った範囲で工事をしますが、 事を行いました。津波被害を受けた住宅は 骨組みだけの状態にした上で部屋の 私は主に津波で沈んだ部屋 その時はそんな 全部一からやり

# 県営住宅の復旧

# 県営住宅の早期復旧に向けて

成23年

な形ですが、ライフラインの工事は被災の3

いました。復旧工事なので、緊急契約のよう

「震災があってすぐ調査のために走り回って

4日後くらいから始めていました」

# 県営住宅の被害状況調査

県営住宅は管理する102団地すべてが被災 被害額は約59億円となった。

復旧工事を最優先に

3月~平成24年3月末

建物に傾斜が発生した。また、 もライフライン、 の住宅が床上浸水被害を受け、 震により全壊、 波により全壊 くの被害を受けた。 このうち、南三陸町の志津川廻館前住宅が津 黒松第一住宅は不同沈下により 名取手倉田第二住宅1号棟は地 外壁 地盤及び擁壁などに多 その他の団地で 沿岸部では多く

ごい量の復旧工事が必要でしたが、 0団地くらいあるので、 動き出す



のはとても早かったです」



「通常は災害査定を受けてから、査定で決ま

末までに完了 負契約を行い、復旧工事に着手、平成24年3月いた19団地は、平成23年3月から4月に工事請 住宅課職員

害を受けた21団地のうち全壊被害の2団地を除

災害査定の開始

ら最優先に作業を進め、

復旧した。

大規模な被 被災直後か

実情に合った災害査定に

各住戸内の水道・電気・ガスは、

応急復旧工事の開始



は約21億円となった。 月22日に完了した。県が3438件、 を除く)の災害査定は、10月24日から開始し、 既設公営住宅(県及び市町村。 ただし仙台市 査定金額 12

半年で査定を実施完了することができた。 協議を行い、机上査定を導入したことで、 合、査定自体が復興の妨げになってしまうこと 認は困難を極めたほか、通常の手法で進めた場 被害が甚大かつ広域にわたったことから現地確 が懸念された。そのため、国と査定の簡素化の 災害査定は現地で行われることが基本だが、 概ね

### 住宅課職員

方法をお願いしました。ですから通常よりだ る。そこで、国に行って実情に合った査定の 通常の公共工事にあるような設計書、 いぶ簡素化されています」 「査定は通常、 ったものは一切ないまま工事が始まってい 図面に基づいて行われます 図面と

2団地あり、

とならない団地がありました」 ですと、 中にひびが入ったとか、そう ラインにも大きな被害がないケースで、家の わゆる津波の被害を受けず、 たり11万円以上という条件があったので、 住宅の災害査定をする場合は被災額が1戸 に災害査定の対象になったのは、補修で47団 再建設で1団地あったと思います。公営 戸当たり11万を超えないので、 かつ特にライ いった補修だけ 対象

書類を見て、その中からピックアップされた2週間ぐらいかけてやりました。机上調査で 戸当たり11万を超えているか区分けします」 わたる工事は1戸あたりで割って積み上げて、 十四の世界で、相当細かかったです。全棟にげるのは結局円単位で、ひび割れは何m、何 いくつかの団地で現地確認を行いました」 「県営住宅の補修にかかる災害査定は12月1 「何十億という被害が出ているのに、積み上

12 月 22 日

### 学んだこと 災害対応の経験から

### 応急危険度判定

## 制度の周知が必要

### 建築宅地課職員

言われたのだけど、なぜなのか』という問い民の方から『赤が貼ってあるのに一部損壊と 思いました。昼夜関係なく、 大規模半壊、 りました。り災証明書は、一部損壊、半壊、はどういう意味なのかという問い合わせがあ 「皆さんに制度を知ってもらう必要があると 要注意(黄)、調査済み(緑) 全壊。応急危険度判定は、 応急危険度判定 危険

応急対応

6

せも非常に多かったと聞いています」。違いが紛らわしいため、市町村への問い合わいため、市町村への問い合わり、 険かどうかの応急危険度判定と、財産価値と して、家や土地がどの程度の被害を受けた 合わせがあり、その逆の話もありました。危

# 地域の関係者とのつながりを持つ

# 東部土木事務所登米地域事務所職員

す 係者と適切な距離を保ちつつ、 ユニケーションを取ることが大切だと思いま 「応急危険度判定に関しては、 日頃からコミ 地域の建築関

## 調査員の「目合わせ」が重要

各県税事務所 (仙台南・北部・東部) 職員

「やったほうがいいと思うことは、 これは確実にやっておかなければ 経験の浅い方もできる限

相談しながら調査をしました」 り現場に同行することが必要だと思います」 かったです。迷った時は、 ならない。今後は、 「半壊から大規模半壊の境目で迷うことが多 複数の目でお互い

# 体制を整備する認定士の養成、若手職員の人材育成で

# 塩釜県税事務所・東部県税事務所職員

いです。 を持った調査ができるような体制作った方が ったと思います。今後、市町村でも同じ意識 を整備すれば、市町村間の認定の差が出にく 「兵庫県のような家屋被害認定士とい いと思います 東日本大地震では、 かなりの差があ

「若手職員の経験者が少ない状況です。 今後

> ていく必要があると思います」 の災害対応を見据えた人材育成を真剣に考え

# 被災者の気持ちに寄り添って対応する

## 仙台南県税事務所職

害があったときに、被災者の気持ちを考えな 場で業務を進めなければいけないと思います。 前の写真を記録に残しておいてくださいと伝 撮ってください、 がら対応してほしいと思います」 ションスキルが必要だと思います。今後も災 できるだけ話を聞く、そういうコミュニケ えていました。あのような時は、被災者の立 根や瓦の落ちている状況、 部屋の中が散乱している写真を撮ってくる。 これでは家屋の被害認定には使えません。 でいる等の写真が必要ですが、 「家屋の被害なので、 もし先に直す場合は、修繕 壁のヒビや、 家の周囲の写真を 住民の方は、 柱が歪っ 屋

## 安易な業務簡略化をしない

## 仙台南県税事務所職員

業務が簡略化される可能性がありますが、そ手不足なのでスマホで写真を撮って送るなど、 れでは詐称する人がいたり、適切な調査がで きないのではないかと思います」 り災の調査について、例えば、 将来的に人

# ありとあらゆる危険を想定する

# 北部県税事務所・栗原地域事務所職員

ってきたこともありました。 す。海岸線の道路を走るときは、ラジオを全いと釘を踏むこともある。瓦礫の上も歩きま 「現地の調査には、 雪が積もって建物が見えないから帰 津波警報が来たらすぐ逃げる心構 ありとあらゆる危険が伴 安全靴を履かな

> た えをしていました。毎日危険を伴う現場でし

### 県営住宅の復旧 入居者目線での復旧作業

### 住宅課職員

う意向でした。避難所から来て『いつ工事が 「住民の方は、その部屋に『戻りたい』 とい

「1階が完全に天井まで水に沈んだところの終わるのか』とよく質問を受けました」 への想いはとても大きっこと、 その部屋に戻りました。津波が来たところに もう一度住みたいのか、とはじめは思いまし 工事をしましたが、3分の2くらいの住民は



## り災証明書の法的な位置づけ

な位置づけがなかったが、平成25年6月に「災 り災証明書の交付については、法令上明示的

### が市町村に義務づけられた。 害対策基本法」が改正され り災証明書の交付

業務継続計画 (BCP) に位置づけ

関に拡張するなどの改定を行い、計画名も[宮城 計画の中で税務課及び各県税事務所の非常時優 県業務継続計画(BCP)」に変更している。 令和元年 5月には、 む)に関すること」を位置づけている。 に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含 先業務として「要請を受けた住家被害認定調査 した場合を想定し、「宮城県業務継続計画(BC 県では、東日本大震災と同規模の地震が発生 【本庁・地震編】」を平成28年3月に策定した。 対象範囲を本庁から地方機 本

資本再生・復興の歩み

〈宮城県土木部・平成24年記録~みやぎの住宅・社会

## 県税職員セミナーの開催

・災害に係る住家の被害認定(内閣府HP)部建築宅地課HP)

災害対応に備えている。 知る機会が限られているとして、実際に業務に 職員として支援業務を行うケー 被災現場の実態や実情、 税務課では、 した職員を講師としたセミナー 多発する自然災害に際し、税務 必要な視点等について ースが多くあるが、

計画・マニュアル ・宮城県地域防災計画 ・宮城県被災建築物応急危険度判定とが援(全国被災建築物 ・・密域県被災建築物応急危険度判定とが援(全国被災建築物 ・応急危険度判定協議会) ・で急危険度判定協議会) ・応急危険度判定協議会) ・応急危険度判定協議会) ・応急危険度判定協議会)

地域の建築関係団体

と日ごろから適切な

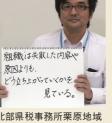
コミュニケーションを!!

## 耐震性の優れた設備に変更

とから、 期の復旧が可能となるよう、災害に向け の優れたものに変更するなど、 水層の更新等の設備改修工事の際には、 部屋に戻れない状況等が続いたこともあり、受 に取り組んでいる。 多くの住宅のライフラインで被害を受けたこ 水道やガス等が使用できず、 被害の軽減や早 入居者が 耐震性

# 後輩たちへのメッセージ









































住宅課







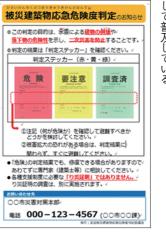




### 向けた取組・制度 今後の災害対応に

# 判定時配布用パンフレットの普及

度判定協議会に採用され、 れたパンフレットが、 定とり災証明を混同しないように注意書き して普及している。 県内市町村により制作された、 全国被災建築物応急危険 全国共通のひな形と 応急危険度判



# 地域主導の応急危険度判定実施体制

町村と建築士会の協定締結を促進するほか、 度判定を行う体制づくりを進めている。 では市町村担当者へ応急危険度判定のコ 域から応援を得られなかった課題を踏まえ、 交通網や通信網が途絶え、 トの講習を行うなど、 地域主導の応急危険 被災直後は周辺地 県

## 住家家被害認定調查